

平成15年2月28日

公的弁護制度について

最高裁判所事務総局

第1 新たな公的弁護制度の在り方

1 基本的な考え方

審議会意見書によれば、今後の公的弁護について、公的資金によって運営される公正中立な機関を設け、全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢を整備することが求められている。意見書の提言は、我が国の刑事弁護の現状を踏まえ、かつ、今後の裁判員制の導入等に伴い、弁護態勢の飛躍的拡充が求められることを見据えた画期的なものである。この意見書の趣旨に則って制度の設計がなされるべきものとする。

2 現在の国選弁護制度の問題点と審議会意見の趣旨

我が国の被告人段階における国選弁護は、比較的広い要件の刑事訴訟法のもとで、刑事弁護の多くの部分を担ってきた。国選弁護については、広く一般の弁護士が分担することで、広範なニーズに応え、同時にその活動内容についても充実した弁護がなされるよう種々の努力が払われてきた。その結果、通常訴訟事件に占める国選弁護事件の比率は年々増加して70%を超える状況となってきた。このように国選弁護事件が量的にも質的にも拡充している一方で、なお以下のような問題があることは否定できない。

まず、被疑者段階での公的弁護制度がないということである。刑事司法の重点が捜査に移っている現状からして、被疑者の弁護いかんは、迅速、適正な刑事裁判の実現に大きな意味を持つ。弁護士会では、平成2年からその自主的な努力で当番弁護士制度を導入し、このニーズに応えようとしてきたが、このような対処では大きな限界があることは否定できない。

弁護士会からは、大型・複雑事件を始めとして多数回の公判審理を要する事件など、その活動に国選弁護の報酬が見合っておらず、それが国選弁護人離れを誘発しているという指摘がされている。

最近の事件動向に照らし、全国各地でこれまでなかった複雑、困難な事件が

見られ、国選弁護人を確保することが困難であるとか、相当数の国選弁護人を必要とするとか、従来型の国選弁護では対応しきれないような事案が増加しつつある。

従来の国選弁護は幅広い弁護士によって賄われてきた半面、専門的な経験が蓄積されることが乏しく、我が国において刑事弁護のノウハウは必ずしも組織的に集積されてきたといえない。このことも刑事裁判の在り方を考える上で大きな問題である。

上記のような問題を抱えたまま、裁判員制の導入を迎えれば、事前の準備を尽くし、集中して審理に臨み、公判廷において充実した活動を行うといった刑事弁護態勢を確保することは著しく困難であると思われる。

公的弁護についての審議会意見は、このような我が国の国選弁護制度のもつ構造的な問題点に対処するための提言である。意見書が、単に個々の対応方針を指摘することなく、国民に対する責任を負った公正中立な運営主体の設置を提言しているのはそのためである。

3 審議会意見書に沿った運営主体の制度構想

意見書は、公的弁護の運営は、公正中立な運営主体によって担われるものとし、弁護人の選任・解任は裁判所が行うが、それ以外の運営に関する事務は運営主体が担うとし、弁護士会の協力を前提とした上で、全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢の整備を求めている。このような意見書の趣旨に照らすと、運営主体の設置が公的弁護の要である。

具体的な制度の設計は今後の検討に委ねられるべきであるが、基本的な枠組みとしては次のように考える。

(1) 運営主体は、公正中立な機関であることが必要である。

意見書のとおり運営主体は公正中立な機関でなくてはならず、本部には運営主体の意思決定機関として法曹関係者のみならず有識者によって構成されるボードといった組織を設置することが相当である。支部の配置、予算や弁護活動の実態に応じた報酬基準の策定等の運営主体の管理運営に当たる事項がこのボードで決定されることとなろう。

(2) 運営主体は、相当数の常勤弁護士、契約弁護士を確保する必要がある。

常勤弁護士は運営主体に勤務する一種の公設弁護士であり、契約弁護士は常勤には至らないが運営主体の事件を優先的に行う弁護士と考えられる。

この常勤・契約弁護士と一般弁護士とが公的弁護を担うことになるが、今後、迅速かつ確かな弁護活動が要求される公的被疑者弁護や集中的に充実した弁護活動が要求される裁判員制が導入されることを前提にすると、各地の運営主体は相当数の常勤・契約弁護士を確保する必要がある。また、各地の運営主体に配置された常勤弁護士は、自ら事件の処理に当たるとともに、弁護士会と連携を図りつつ、公的弁護に関する種々の事務を処理することが考えられる。

(3) 運営主体は、全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢を整備しなければならない。

その具体像は今後の検討課題であるが、都道府県単位で支部組織を備えることが望ましく、また機能的でもあろう。

公的弁護は、常勤・契約弁護士に限らず、公的弁護の意思がある一般弁護士も含めた体制を構築することにより、初めて全体としての公的弁護活動の態勢を充実し、機動的なものとするのが可能となる。運営主体は、弁護士会と協力しながら、常勤・契約・一般弁護士の中から、裁判所によって選任されるべき弁護士を迅速に確保することが求められる。

(4) 運営主体は、弁護活動の実態に応じた適正な報酬基準を策定する。

刑事事件には、比較的簡単な自白事件等弁護活動の負担があまり大きくない事件がある一方で、争点が多く公判廷の内外で密度の濃い弁護活動が必要な事件もある。捜査段階についても同様のことが言えよう。国民の理解が得られるよう、運営主体の公正中立なボードにおいて弁護活動の実態に応じた適正な報酬基準を策定し、この報酬基準に従い報酬決定が行われることとなる。算定の基準となる弁護活動の実態は、捜査段階においては弁護人の報告を求めるなどして把握し、公判段階においては、裁判所からの公判活動の結果報告も求めて、被疑者・被告人段階を通じた一貫した報酬算定を行うこととなる。

なお、常勤弁護士についてはこれとは別に給与基準を策定することとなる。いずれにしても、報酬算定に当たっては、その客観性を担保する仕組みが必

要である。

- (5) 運営主体は、刑事弁護に関して積極的にノウハウや情報を集積し、これを還元することにより、刑事弁護全体の質の向上に寄与する。

運営主体において、常勤弁護士等を中心として刑事弁護実務の経験に基づく技術が集積され、これが多くの弁護士に還元されていくことが必要である。

- (6) 運営主体は、弁護士会と連携しつつ、質の高い公的弁護サービスを提供しなければならない。

運営主体は、常勤・契約弁護士の雇用や契約に当たって、また公的弁護の意思のある一般弁護士の確保に当たって、推薦を受けるなど弁護士会との連携が不可欠である。公的弁護を担う常勤・契約・一般弁護士も、個々の弁護活動については、その自主性・独立性が損なわれてはならないことは当然である。弁護士会は、その責務として、私選弁護人も含めて弁護活動の質の確保と向上について、その態勢を整備すべきであり、運営主体も、弁護活動の質の向上に努力すべきである。

以上が公的弁護制度の骨格であり、今後民事法律扶助制度との連携を視野に入れた総合的な法支援制度として発展させるべきである。

第2 被疑者に対する公的弁護制度の在り方

新たに設けられる被疑者に対する公的弁護制度については、現段階では、次のような制度設計が望ましいと考える。

1 対象事件

被疑者段階において、弁護人による援助が最も求められるのは、身柄を拘束された被疑者であるから、公的被疑者弁護制度は身柄事件が対象となる。その中で、現実的には対応能力や公的負担に対する国民の理解などの面から、一定の制限を設けることが考えられるが、弁護人による援助の必要性の高い被疑者はどのような類型かを実証的に検討すべきであろう。

2 選任請求権の発生する時点

勾留の段階で、被疑者に選任請求権を認めることが相当であると思われる。な

お、逮捕の段階においても、現在弁護士会による当番弁護士制度により、被疑者に対する実効的な権利の保護が図られており、今後、この点を念頭に置いた具体的制度設計がなされるべきであろう。

3 選任要件と手続

身柄を拘束された被疑者が、貧困その他の理由で私選弁護人を請求できない場合、これに公的弁護人を付するのが相当であり、現在被告人に対し選任請求権を与えていると同じ範囲で、被疑者に対する弁護人選任請求権を認めるべきである。

なお、選任手続は、現在の被告人国選弁護に準じた手続とする。

4 職権による選任

裁判所が、一定の要件があると認めるときに、職権で被疑者のため公的弁護人を選任することを可能とする旨の規定を置くことは、検討に値する。ただし、捜査段階においては、裁判所は選任事由の有無を当然に知り得る立場にはないので、だれがどのようにして職権発動を求めるのかを想定しておく必要がある。

5 弁護人の数

公的被疑者弁護人の数は1人を原則とすべきである。ただし、複雑困難な事案等で1人の弁護人では、十分な弁護活動を行うことができない場合には、公的弁護人選任後、当該弁護人の申出により、弁護人の追加選任を行い得るとすることも考えられよう。

6 管轄区域と選任できる弁護士の制限

全国津々浦々において、被疑者段階の公的弁護に対応するためには、弁護士会の支部は勿論のこと単位会も超えて、即座に活動できる弁護士を確保しなければならないことも見込まれる。裁判所の管轄区域を超えて機動的に弁護人を選任できるよう、国選弁護人について裁判所の管轄区域の弁護士に限っている刑訴規則29条1項は見直す必要がある。

7 選任の効力の終期

被疑者段階及び被告人段階で一貫した弁護体制を確保するという原則からいえば、被疑者段階で選任された公的弁護人は、被疑者が公判請求された場合には、

原則として被告人段階でも弁護士となるのが当然である。したがって、被疑者段階で公的弁護士が付された場合、公訴提起によっては任務は終了せず、一審判決の確定又は移審によって終了することとすべきである。

ただし、逮捕・勾留された被疑者が起訴されることなく釈放された場合には、その時点で終了することとすべきである。

8 辞任・解任請求権

現行の国選弁護士制度と同様に、公的弁護士の辞任請求権や被疑者からの解任請求権を認めることは相当ではないと考える。

9 選任の効力の客観的範囲

弁護士選任は、事件ごとに必要性に応じて行われるものであるから、事件単位が原則である。ただし、既に公的弁護士の付されている被疑者・被告人が、別事件で身柄拘束された場合には新たな事件にも選任の効力が及ぶこととし、既選任の弁護士がこれに対応できないなどの例外的な場合には、新たな公的弁護士を選任することが考えられよう。

10 訴訟費用の範囲

現在、刑訴費用法2条3号により国選弁護士の報酬、旅費、日当及び宿泊料は訴訟費用に含まれているが、運営主体の設立後は、運営主体が公的弁護士に対する支払いをすべて行うこととし、これら費用を訴訟費用から外すこととなる。

11 費用の回収

公的弁護士に支払われた報酬等の費用については、被疑者・被告人の資力に応じて回収を行うべきであろう。また、回収の実を挙げるべく回収方法を工夫する必要がある。

第3 少年に対する公的付添人制度の在り方

1 基本的な考え方

被疑者に対する公的弁護士制度が新たに導入されることに伴い、その後の審判段階における公的付添人制度が問題となる。この問題を検討するに当たっては、少年審判手続の構造や家庭裁判所調査官との役割分担を考え、また、少年事件の付

添人の役割を十分に理解した弁護士の確保等の問題を踏まえつつ、どのような場合に公的費用により付添人を付すこととするシステムが必要かを検討する必要がある。

2 制度の方向性

少年審判は、少年の健全な育成を目的とする職権主義的な手続であり、家庭裁判所調査官が後見的に要保護性に関する調査等を行っている。事実に争いがなくもっぱら要保護性が問題となる事件については、家庭裁判所調査官が調査を行うことにより適切に審判をなし得るのであり、このような事件における弁護士である付添人の役割については、さらに検討が必要であろう。

他方、事実認定が問題となる事件については、事実認定の問題が基本的には家庭裁判所調査官が関与する場面ではないので、適正な事実認定という観点から、検察官関与の必要性と併せて、公的付添人制度を検討すべきであろう。

公的弁護体制のイメージ図 (案)

